### 重要事項説明書

当事業所が生活介護サービス提供開始にあたり、「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人当事業所が生活介護サービス提供開始にあたり、「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成24年岐阜県条例第85号)に基づいて、説明すべき事項は次の通りです。

#### じぎょうしゃ がいよう 1 事業者の概要

じぎょうしゃのめいしょう 事業者の名称	とくていひえいりかつどうほうじん あい特定非営利活動法人 曖
じぎょうしゃのしょざいち 事業者の所在地	ぎふけんと き し ひ だちょあさの ぱんち 岐阜県土岐市肥田町浅野734番地
でんわばんごう 電話番号	0572-55-0039
だいひょうしゃ <b>代表者</b>	りじちょう はらだ みっる 理事長 原田 美津留
せつりつねんがっぴ 設立年月日	へいせい ねん がつ にち 平成26年5月30日

# できょうしょのがいょう 2 事業所の概要

じぎょうしょのめいしょう(していばんごう事業所の名称(指定番号)	世にかつしぇん 生活支援ハウスun・un 2111800286
じぎょうしょ しょざいち	ぎふけんときしひだちょうあさの ぱんた
事業所の所在地	岐阜県土岐市肥田町浅野734番地
でんわばんごう 電話番号・FAX	0572-55-0039 •0572-56-0139
じぎょうしょ だいひょうしゃ	Lisis えぐち ひろみ
事業所の代表者	所長 江口 浩美
かいせつねんがっぴ	れいわ ねん がつ にち
開設年月日	令和 3年4月1日

# 3 じぎょう もくてき うんえいほうしん 3 事業の目的と運営方針

もくてき 目 的	はい およ しょくじ かいご そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう ていきょう ほか しんたい 排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の提供、その他の身体 きのうまた せいかつのうりょく こうじょう おこな ひっよう えんじょ おこな 機能又は、生活能力の向上のために行われる必要な援助を行います。
	りょうしゃ とくせい ふ ①利用者の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を送れる よう支援を行う。
うんえいほうしん 運営方針	②生産活動を通して、社会の一員としての喜びが味わえるよう支援を行う。
	かんけいしちょうそん ちいき ほけん いりょう ふくし きかんなど めんみつ れんけい ③関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との綿密な連携をはか そうごうてき 図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### 4 施設の概要

4 心故切似女	
しょざいち <b>所在地</b>	ぎふけんときしひだちょうあさの ばんた 岐阜県土岐市肥田町浅野734番地
こうぞう 構造	もくぞう かいだて 木造1:階建
さぎょうしつ 作業室	①-33.12m² ②-33.12m²
たもくてきしつ <b>多目的室</b>	①-33.12m² ②-33.12m²
そうだんしつ じむしっ 相談室・事務室	ಕ್ರಾಕ್ಟ್ನು ಪ್ರಕ್ರಾಪ್ತಿ 16.56㎡ 相談室: 5.46㎡ 事務室: 16.56㎡
せんめんじょ <b>洗面所</b>	th b b l th b
へんじょ <b>便所</b>	ようしきべんざ かしょ たもくてきべんじょ かしょ 洋式便座2カ所、多目的便所1カ所
ていいん <b>定員</b>	がい  15名

#### しょくいん はいち **5 職員の配置**

o Aggranie						
世紀	ind jā 員数	じょうきん 常勤		ひじょうきん 非常勤		5 <u>.</u> ت. پې
		サんじゅう	サんむ	せんじゅう <b>専従</b>	けんむ <b>兼務</b>	びこう <b>備考</b>
しょちょう かんりしゃ 所長(管理者)	1		1			
サービス管理者	1		1			
い 医師	1				1	きょうりょくいりょうきかん とき しりっと きそうごうびょういん協力医療機関 土岐市立土岐総合病院
かんごし <b>看護師</b>	1			1		
せいかつしえんいん <b>生活支援</b> 員	9	1		8		

## つうじょうじぎょう じっしちいき 6 通常事業の実施地域

つうじょう じぎょう じっしちいき ときし たじみし みずなみしぜんいき 通常の事業の実施地域は、土岐市、多治見市、瑞浪市全域とする。

7 指定生活介護を提供する主たる対象者

していせいかつかいこ ていきょう しゅ たいしょうしゃ つぎ 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者(視覚障害、聴覚障害、内部障害及び18歳未満の者を除く。)
- 5 てきしょう
   しゃ
   ton のぞ

   (2) 知的障がい者(18歳未満の者を除く。)

# えいぎょうびおよ えいぎょうじかん営業日及び営業時間

たいぎょうび げつようび きんようび 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、夏季休業日及び12月29日から1月3日までを除く。 ただし、国民の祝日、夏季休業日及び12月29日から1月3日までを除く。 はままうじかん こばん じ 営業時間 午前9時から午後17時までとする。

### 9 サービス提供時間

ていきょうじかん えいぎょうび じ ぶん せ ぶん サービスの提供時間は、営業日のうち9時30分~15時30分までとする。

#### 10 提供するサービスの概要

TO DEIX TO DE IXON	
しゅるい <b>種 類</b>	<sup>な い ょ う</sup> 内 容
しんべんじりつ しぇん <b>身辺自立の支援</b>	りょうしゃ じょうきょう おう はいせつ ちゃくだっ せいよう しょくじなど しえん おこな 利用者の状況に応じて、排泄、着脱衣、整容、食事等の支援を行い、 しんべんじりつ む てきせつ しえん おこな 身辺自立に向けた適切な支援を行います。
にっちゅうかつどう しぇん 日中活動の支援	しゃかいかつどう かい ものなど レクリエーションや、社会活動(買い物等)、また、生産活動を通して、 ここ 個々にあった社会性等の支援を行います。
けんこう あんぜん かんり 健康・安全の管理	りょうしゃ けんこう あんぜん せいかつ す かんり つと 利用者が、健康で安全な生活が過ごせるよう管理に努めます。
そうだんしえん 相談支援	りょうしゃおよ かぞく そうだん おう かのう かぎ ひっよう しえん おこな 利用者及びその家族の相談に応じ、可能な限りの必要な支援を行う よう努めます。

### 11 サービス利用にあたっての留意事項

りょうしゃ 利用者は、サービスの利用に当たっては、次の規定する内容に留意すること。

- (1) サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や 生を及ぼすことをおこなってはならないものとする。
- (2) 予定していた指定生活介護を利用できなくなった場合は、事業所に中止又は変更の 準格をすること。
- しせつない せつびおよ きぐ ほんらい ようほう したが りょう (3)施設内での設備及び器具は本来の用法に従い利用すること。

# 12 サービス利用料金

お支払いいただくご利用料金は、次の通りです。

(2) 上記以外にかかる実費負担額

<sub>こうもく</sub> 項目	きん がく 金 額
<sup>こうねっひ</sup> 光熱費	きせつ りょうにっすう へんどう 季節や利用日数により変動
しょくひ ちゅうしょく 食費( <b>昼食</b> )	1食 400円 +税
その他(教養娯楽費等)	じっぴ <b>実</b> 費

#### しはら (3)お支払い方法

サービス利用月末に締め、翌月の15日ごろに請求します。請求月の月末までに、事務所での現金によるお支払いをお願いいたします。領収書を発行します。

### 13 サービスの取り消し料金

利用者が、サービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の前日までに 当施設にお申し出ください。お申し出がない場合には、キャンセル料をいただく場合があります。 きんきゅうじおよ じこはっせい じとう たいおうほうほう 14 緊急時及び事故発生時等における対応方法

現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要 はあい またりょうしゃ しゅじい いか きょうりょいりょうきかんまた りょうしゃ しゅじい いか きょうりょいりょうきかんとう な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への れんらく おこななど ひつよう そ ち こう 連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な 措置を講ずるものとする。
- 4 指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を 「はいよう」 ・「はいた」を表する。

#### ひじょうさいがいたいさく 15 非常災害対策

### くじょうなどもうしたてさき 16 苦情等申立先

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
くじょううけつけまどぐち 苦情受付窓口	たんとうしゃ えぐち ひろみ 担当者 <b>江口 浩美</b>
舌情受付総口	でんわばんごう 電話番号 0572-55-0039
くじょうかいけつせきにんしゃ 苦情解決責任者	じぎょうしょちょう えぐち ひろみ 事業所長 :江口 浩美
し うけつけまどぐち 市の受付窓口	<sup>ふくしか</sup> 福祉課

# **17 虐待等の防止対策**

じぎょうしょ りょうしゃ じんけん ようご ぎゃくたいとう ぼうし ていきょうしょくいん たい けんしゅう じっ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のために、サービス提供職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

### 18 その他

- (1)利用者の記録や情報を適切に管理するとともに、利用申込者及び利用者の求めに応じてその内容を開示します。
- (2)利用者が、事業所やサービス従事者の身体・財産・備品について、損害を与えた場合には、そんがい、また。 はあい (2)利用者が、事業所やサービス従事者の身体・財産・備品について、損害を与えた場合には、そんがい、せいきゅう その損害の請求をされることがあります。「傷害保険」「傷害賠償責任保険」へご加入いただきますようお願いします。
  - じぎょうしょ きだ きそくとう りかい うんえい きょうりょく ねが (3)事業所で定めた規則等を理解し、運営にご協力いただきますようお願いいたします。

ていきょうおよ りょう かいし さい ほんしょめん もと じゅうようじこう せつめい おこな サービス提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしょじゅうしょ	ぎふけんときしひだちょうあきの ばんだ		
事業所住所	岐阜県土岐市肥田町浅野734番地		
じぎょうしょめいしょう	せいかつしえん		
事業所名称	生活支援ハウスun・un		
争未加石协	上心又扱ハウスun-un		
	しょちょう えぐち ひろみ いん 所 長 江口 浩美 印		

本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、サービスの提供及び利用の開始 に同意しました。

りょうしゃじゅうしょ 利用者住所	じゅう しょ <u>住 所</u>	
りょうもうしこみしゃめい 利用申込者名 ほごしゃ (保護者)	りょうもうしこみしゃ 利用申込者	いん fj
り よう しゃ 利 用 者	りょうしゃ _利用者	